

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市文化財保護条例（昭和53年条例第21号）第15条第1項	市指定有形文化財の現状変更等の許可	歴史文化課

1 審査基準は、次のとおりとする。

(1) 市指定有形文化財（建造物）の現状変更の場合

現状変更等が当該指定建造物の意匠、材質、技法、環境等から構成される「文化財としての価値」の存続に相当程度の支障となるおそれがないと認められるときは、許可する。

(2) 市指定有形文化財（美術工芸品）の現状変更の場合

現状変更等が指定物件の保存及び指定の要件保持に支障となるおそれがないと認められ、かつ、当該現状変更等が歴史的、芸術的、学術的等あらゆる角度から見て妥当であると認められるときは、許可する。

2 標準処理期間は、30日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。